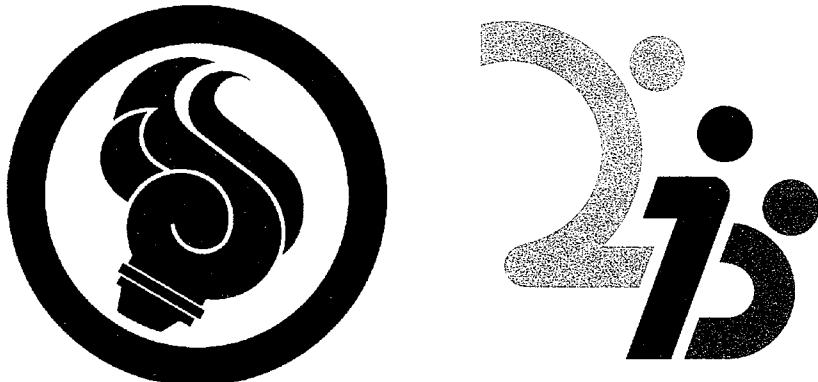


**いきいき茨城ゆめ国体・
いきいき茨城ゆめ大会実行委員会**

第4回常任委員会



**平成30年7月24日（火）
水戸プラザホテル
2階（プラザボールルーム）**

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
第4回常任委員会 資料目次

1 次第	・・P 1
2 報告事項	
・報告事項1 実行委員会副会長及び常任委員の変更	・・P 5
・報告事項2 宿泊要項（案）【国体】	・・P 6
・報告事項3 宿泊要項【大会】	・・P 11
・報告事項4 標準献立【国体・大会】	・・P 15
・報告事項5 弁当調達指針【国体・大会】	・・P 33
・報告事項6 総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準【国体・大会】	・・P 36
・報告事項7 医療救護要項【国体】	・・P 38
・報告事項8 医療救護要項【大会】	・・P 40
・報告事項9 会場地市町村医療救護業務推進指針【国体】	・・P 41
・報告事項10 宿舎衛生対策実施要領【国体・大会】	・・P 44
・報告事項11 食品衛生対策実施要領【国体・大会】	・・P 47
・報告事項12 感染症予防対策実施要領【国体・大会】	・・P 51
・報告事項13 飲料水衛生対策実施要領【国体・大会】	・・P 53
・報告事項14 馬事衛生対策実施要領【国体】	・・P 57
・報告事項15 輸送・交通要項【国体】	・・P 60
3 参考資料	
・実行委員会会則	・・P 65
・実行委員会専門委員会規程	・・P 70
・実行委員会役員委員名簿	・・P 72

※国民体育大会は【国体】、全国障害者スポーツ大会は【大会】と表記

**いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
第4回常任委員会 次第**

日時：平成30年7月24日（火）13：30～13：50

場所：水戸プラザホテル プラザボールルーム

1 開会

2 報告事項

- ・報告事項1 実行委員会副会長及び常任委員の変更
- ・報告事項2 宿泊要項（案）【国体】
- ・報告事項3 宿泊要項【大会】
- ・報告事項4 標準献立【国体・大会】
- ・報告事項5 弁当調達指針【国体・大会】
- ・報告事項6 総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準【国体・大会】
- ・報告事項7 医療救護要項【国体】
- ・報告事項8 医療救護要項【大会】
- ・報告事項9 会場地市町村医療救護業務推進指針【国体】
- ・報告事項10 宿舎衛生対策実施要領【国体・大会】
- ・報告事項11 食品衛生対策実施要領【国体・大会】
- ・報告事項12 感染症予防対策実施要領【国体・大会】
- ・報告事項13 飲料水衛生対策実施要領【国体・大会】
- ・報告事項14 馬事衛生対策実施要領【国体】
- ・報告事項15 輸送・交通要項【国体】

3 閉会

報 告 事 項

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会

実行委員会副会長及び常任委員の変更

平成30年2月17日から平成30年7月24日までの間における副会長及び常任委員の変更については、下記のとおりである。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第9項により準用する第8条第3項の規定により報告する。

○ 副会長

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会議長	山岡 恒夫	菊池 敏行	平成30年 2月 27日
茨城県副知事	宇野 善昌		平成30年 7月 1日
公益財団法人茨城県体育協会	大井川和彦	角田 芳夫	平成30年 6月 6日

○ 常任委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県総務部長	村上 仰志	中根 一明	平成30年 4月 1日
茨城県県民生活環境部長	齋藤 章	近藤 慶一	平成30年 4月 1日
茨城県防災・危機管理部長	服部 隆全		平成30年 4月 1日
茨城県福祉担当部長	関 清一		平成30年 4月 1日
茨城県営業戦略部長	堀江 英夫		平成30年 4月 1日
茨城県産業戦略部長	小泉 元伸	鈴木 克典	平成30年 4月 1日
茨城県土木部長	伊藤 敦史	富永 幸一	平成30年 4月 1日
茨城県企業局長	澤田 勝	中島 敏之	平成30年 4月 1日
茨城県市議会議長会会长	田口 米蔵	村田 進洋	平成30年 6月 4日
茨城県町村議会議長会会长	今村 和章	沼崎 光芳	平成30年 5月 21日
茨城県市町村教育委員会連合会会长	中村 和幸	東小川昌夫	平成30年 5月 28日
茨城県中学校体育連盟会長	雨海 祐彦	山崎 利一	平成30年 5月 18日
茨城県学校長会会长	伴 敦夫	小島 瞳	平成30年 5月 10日
茨城県高等学校長協会協会会長	横田 和巳	稻見 隆	平成30年 4月 25日
茨城県経営者協会会会长	加子 茂	鬼澤 邦夫	平成30年 6月 18日
茨城県女性団体連盟会長	服部 恵子	森 淑子	平成30年 5月 26日

第74回国民体育大会 宿泊要項（案）

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び観察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関する必要な事項を定める。

2 方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、第74回国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等、宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。

- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 (2畳) 以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

- ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
- イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000円～15,000円※1	2,100円～10,500円※2	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
	税込(8%)	3,240円～16,200円	2,268円～11,340円	
	税込(10%)	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	

※1 「1泊2食」料金(税抜)は500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1泊2食」料金(税抜)の70%相当(100円未満は切り上げ)額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額(100円未満切り上げ)とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額(100円未満切り上げ)とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2,400 円 ~ 12,000 円	2,700 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	2,600 円 ~ 13,000 円	3,000 円 ~ 14,600 円
	税込(10%)	2,700 円 ~ 13,200 円	3,000 円 ~ 14,900 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	宿泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日(18時まで)	宿泊料金(税抜)の 70%	
宿泊予定日当日(18時以降)	宿泊料金(税抜)の全額	

(注) ① 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

② 取り消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の 50%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成31年9月3日(火)15時から平成31年9月17日(火)10時まで及び平成31年9月24日(火)15時から平成31年10月9日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第74回国民体育大会実施要項(以下「大会実施要項」という)に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

(2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取

消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた茨城県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込(8%)	972 円以内
	税込(10%)	990 円以内

10 その他

- (1) この事項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- また、報道員およびその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金とともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第19回全国障害者スポーツ大会 宿泊要項

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要項は、第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、選手、役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関する必要な事項を定める。

2 方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

実行委員会は、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で実行委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手、監督、役員、介助員（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、観察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めた者。

5 宿泊施設の選定及び確保

宿泊施設の選定及び確保については、次のとおり行う。

- (1) 宿泊施設は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町内の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿については、次の事項に留意して行う。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿泊施設に配宿するよう努める。
- (2) 移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場地へ移動しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。
- (3) 障害者にとって利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

- (4) 実行委員会が指定した宿泊施設の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての紛議及び損失は、任意に変更したものがその責任を負うものとする。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿泊施設と協議の上、実行委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊りとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次表のとおりとする。（第74回国民体育大会宿泊料金を参考に設定）

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
選手団	税抜	3,000円～15,000円※1	2,100円～10,500円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込(8%)	3,240円～16,200円	2,268円～11,340円	
	税込(10%)	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	
選手団以外の宿泊対象者	実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額			

※1 選手団における「1泊2食」料金（税抜）は500円刻みとする。

※2 素泊まり料金（税抜）は、「1泊2食」料金（税抜）の70%相当（100円未満切り上げ）の額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿泊施設と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額（100円未満切り上げ）とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額（100円未満切り上げ）とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	2,400円～12,000円	2,700円～13,500円
	税込 (8%)	2,600円～13,000円	3,000円～14,600円
	税込 (10%)	2,700円～13,200円	3,000円～14,900円
選手団以外の宿泊対象者	宿泊料金から8(4)の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿泊施設の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊料金等の支払い

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、実行委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該施設が定める方法により支払うものとする。

(7) 宿泊取消料

宿泊を取消した場合の取消料は、次表のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日（18時まで）	宿泊料金（税抜）の70%	
宿泊予定日当日（18時以降）	宿泊料金（税抜）の全額	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿泊施設への到着が困難な場合は、宿泊施設と協議して取消料を決定する。

・宿泊取消料は、取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

(8) 適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、平成31年10月10日（木）15時から平成31年10月15日（火）10時までとする。

9 宿泊申し込み

大会参加者の宿泊の申し込みは、次のとおり行う。

(1) 選手団については、都道府県及び指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して実行委員会に行う

ものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等によりインターネットによる申し込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことと認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体等が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込について最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿泊施設と宿泊者との連絡調整のため、宿泊施設ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の宿泊の変更及び取消しは、別に定める宿泊変更・取消申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに実行委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに実行委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

- (2) 入宿後の宿泊の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該施設へ申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日時とする。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた茨城県特産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込(8%)	972円以内
	税込(10%)	990円以内

12 その他

- (1) 宿泊施設での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 標準献立

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

	朝食	夕食
第1例	さんまのかば焼き風、ご飯、しじみ汁、さといもの柚子みそかけ、煮合い、野菜サラダ、りんご、牛乳	れんこんパバーグ、ご飯、小松菜と卵のスープ、かぼちゃの含め煮、海藻サラダ、フルーツ白玉、ヨーグルト
第2例	ポトフ、奥久慈卵のブレーンオムレツ、ほうれん草のソテー、フルーツ盛合わせ、はちみつトースト、牛乳	常陸牛のちらし寿司、田舎汁、鱈の香味蒸し、れんこんチップサラダ、和菓のモグライ添え
第3例	ごまご飯、豆腐のそぼろ汁、肉じゃが、さごしの香味西京焼き、湯葉入りサラダ、ヨーグルト（加糖）	ポークソテーたまねぎソース、キムチ納豆、ご飯、さといものみそ汁、ミルクゼリー黒蜜かけ
第4例	ポークビーンズ、トースト（イチゴジャム）、水菜のイタリアンサラダ、巣ごもり卵、コンソメスープ、フルーツ盛合わせ、牛乳	春雨スープ、ご飯、鶏肉のカシューなっつ炒め、れんこん餅、杏仁豆腐、トマトのポン酢和え
第5例	鮭のみぞマヨ焼き、ご飯、オクラとろろ、小松菜のみそ汁、ひじき煮、アールスメロン、牛乳	豚肉のにら巻き、栗ご飯、シラス入り海藻サラダ、さんまのつみれ汁、炒り豆腐
第6例	みそおにぎり、親子煮、豆腐のみそ汁、そうめんのごママヨネーズ和え、柿、牛乳	霞ヶ浦わかさぎ天ぷら盛合わせ、ご飯、奥久慈こんにゃくとさといもの煮物、小松菜の磯和え、吉野鶏すまし汁、フルーツヨーグルト
第7例	肉豆腐、ほうれん草としじみの辛子和え、なめこのみそ汁、ご飯、温泉卵、梨、はちみつヨーグルト	ドライカレー風ライス、コンソメスープ、チンゲン菜とぶなしめじのソテー、生野菜サラダ、鶏ときのこのトマト煮、ご飯、オレンジゼリー

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会

標準献立

セットメニュー

第1例～第7例

第1例 セットメニュー 朝食

さんまのかば焼き風

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
さんま	80g	4尾		
小麦粉	少量	適量	小麦	
サラダ油	6g	大さじ2	大豆	
しょうゆ	5g	大さじ1強	小麦, 大豆	
砂糖	2g	大さじ1弱		
清酒	1.2g	小さじ1		
みりん	1.2g	小さじ1弱		
福来みかん七味	少々	適量		

- ① さんまを3枚に下し、軽く塩をして水分を出す。
 - ② 水分をふき取り、小麦粉を軽くまぶしフライパンに油を熱し、さんまを焼く。
 - ③ 調味料と水少々を鍋に入れ、たれを作る。
 - ④ ③に④を入れ、たれにからめる。
 - ⑤ 皿に盛り付け、福来みかん七味唐辛子をかける。
- ※ さんまのかわりに、いわしてもよい。

さといもの柚子みそかけ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
さといも	60g	240g		
だし	適量	適量		
みそ	5g	大さじ1強	大豆	
砂糖	6g	大さじ2・2/3		
みりん	2g	大さじ1/2弱		
柚子(生)	3g	12g		

- ① さといもは皮をむき、食べやすい大きさに切り、ゆでこぼし水洗いし軽くぬめりを取り、だしで煮る。
 - ② 鍋にみそ、砂糖、みりんを入れ、火にかける。砂糖が溶けたら青柚子の皮をすりおろし、絞り汁を加える。
 - ③ 器にさといもを盛り、柚子みそをかけてお出しする。
- ※ ゆでたさといもを焼くと香ばしくなる。

野菜サラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
レタス	30g	120g		
きゅうり	30g	120g		
トマト	40g	160g		
ブロッコリー	20g	80g		
和風ドレッシング	8g	32g	ごま	

煮合せ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ごぼう	20g	80g		
れんこん	15g	60g		
にんじん	15g	60g		
しらたき	15g	60g		
スライス干し椎茸	1g	4g		
油揚げ	6g	24g	大豆	
サラダ油	0.5g	大さじ1弱	大豆	
砂糖	2.6g	大さじ1強		
酢	2.4g	小さじ1強		
しょうゆ	1.1g	大さじ2/3	小麦, 大豆	
塩	0.3g	少々		
みりん	1g	小さじ2/3		

- ① 干し椎茸は洗って水でもどす。もどし汁はとっておく。れんこんは皮をむき、薄いいちょう切りにして酢水につけておく。ごぼうはささがきにし、さっと茹でる。油揚げは千切りにし油抜きをする。しらたきは3cmに切りから炒りする。にんじんは千切りにする。
- ② 油を熱した鍋に、ごぼう、にんじん、れんこん、油揚げしらたき、椎茸の順に炒める。
- ③ 火が通ったら、椎茸のもどし汁、砂糖、塩、しょうゆを加えを調え強火で煮詰め、最後に酢を加える。

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		

しじみ汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
しじみ	10個	40個		
白みそ	5g	大さじ1強	大豆	
赤みそ	4g	大さじ1弱	大豆	
水				

デザート・飲み物

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
りんご	40g	1個		
牛乳	206g	800cc	乳	



第1例 セットメニュー 夕食

れんこんハンバーグ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
常陸牛挽肉	30g	120g	牛肉	
豚挽肉	20g	80g	豚肉	
れんこん	40g	160g		
にら	10g	40g		
卵	6.5g	26g	鶏卵	
片栗粉	2g	大さじ1		
塩	0.2g	少々		
こしょう	0.01g	少々		
サラダ油	0.5g	適量	大豆	
カクテルソース	8g	32g		
粒マスタード	1.5g	小さじ1強		
プロッコリー	30g	120g		
パブリカ(赤)	20g	80g		

- ①れんこんは皮をむいて酢水につけ、水をきりフードカッターで粗みじんにする。にらもみじん切りにする。
- ②ボウルにれんこん、にら、挽肉、塩、こしょう、卵、片栗粉を加え、よく混ぜる。
- ③丸めて、形を整え、油を熱したフライパンで両面を焼き、オーブン等で火を通す。
- ④付け合せに、ゆでたプロッコリー、焼いたパブリカを添え、ケチャップと中濃ソースで作ったカクテルソースに粒マスタードを加えハンバーグにかける。

小松菜と卵のスープ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鶏ムネ肉	15g	60g	鶏肉	
たまねぎ	20g	80g		
にんじん	10g	40g		
干し椎茸	0.6g	2.4g		
小松菜	20g	80g		
木綿豆腐	30g	120g	大豆	
卵	20g	80g	鶏卵	
塩	0.9g	小さじ1/2強		
清酒	1.3g	小さじ1強		
こしょう	0.03g	少々		
がらスープ	150cc	600cc		
片栗粉	0.65g	小さじ1弱		

かぼちゃの含め煮

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
かぼちゃ	40g	160g		
砂糖	1g	小さじ1強		
塩	0.1g	少々		
しょうゆ	0.6g	小さじ1弱	大豆	

海藻サラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
海藻(サラダ用)	1.3g	5.2g		
ひのり	少々	適量		
キャベツ	26g	104g		
小松菜	13g	52g		
にんじん	6.5g	26g		
ハム	10g	40g	豚肉・乳・鶏卵	
牛乳ドレッシング	5.2g	21g	ごま	
トマト	40g	160g		

フルーツ白玉

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
パイン缶	20g	80g		
アールスメロン	20g	80g		
白玉粉	30g	120g		
脱脂粉乳	6.5g	26g	乳	

- ①アールスメロンは、皮をむき食べやすい大きさに切る。
- ②白玉粉と脱脂粉乳はよく混ぜておき、水を加え、耳たぶ程度のかたさになったら、親指大のかたさになるめる。
- ③沸騰した湯の中に、②を入れ、再沸騰し浮き上がってしたら、氷水の中に入れ、さます。
- ④アールスメロンとパイナップル(缶汁ごと)、白玉餅を器に盛る。

ヨーグルト

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ヨーグルト	100g	400g	乳	

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		



第2例 セットメニュー 朝食

ポトフ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ワインソーセージ	20g	80g	豚肉	
キャベツ	50g	200g		
にんじん	30g	120g		
たまねぎ	30g	120g		
グリンピース	5g	20g		
じゃがいも	50g	200g		
かぶ	20g	80g		
ブイヨン	200cc	800cc	鶏肉	
塩	0.6g	2.4g		
こしょう	0.02g	0.08g		

- ① 大きめにカットした野菜とワインソーセージをブイヨンでよく煮込み、塩、こしょうで味を調える。

奥久慈卵のフレーンオムレツ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
全卵	120g	8個	鶏卵	
生クリーム	9g	大さじ3	乳	
たまねぎ	5g	20g		
塩	0.15g	少々		
こしょう	0.01g	少々		
サラダ油	1g	小さじ1	大豆	
バター(有塩)	1.5g	大さじ1/2	乳	
パセリ	少量	適量		

- ① たまねぎをみじんぎりにし、サラダ油で炒めておく。
 ② ①の炒めたたまねぎと鶏卵に生クリーム、塩、こしょうを混ぜる。熱したフライパンにバターを溶かし、オムレツを作り、皿に盛り付けパセリを添える。

ほうれん草のソテー

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ほうれん草	60g	240g		
ベーコン	10g	40g	豚肉	
コンソメスープ	0.5g	小さじ1/2		
塩	0.4g	小さじ1/3弱		
こしょう	0.02g	少々		
サラダ油	1.2g	小さじ1強	大豆	

① ほうれん草はさっと茹で、水気を切ってから炒める。

フルーツ盛合わせ

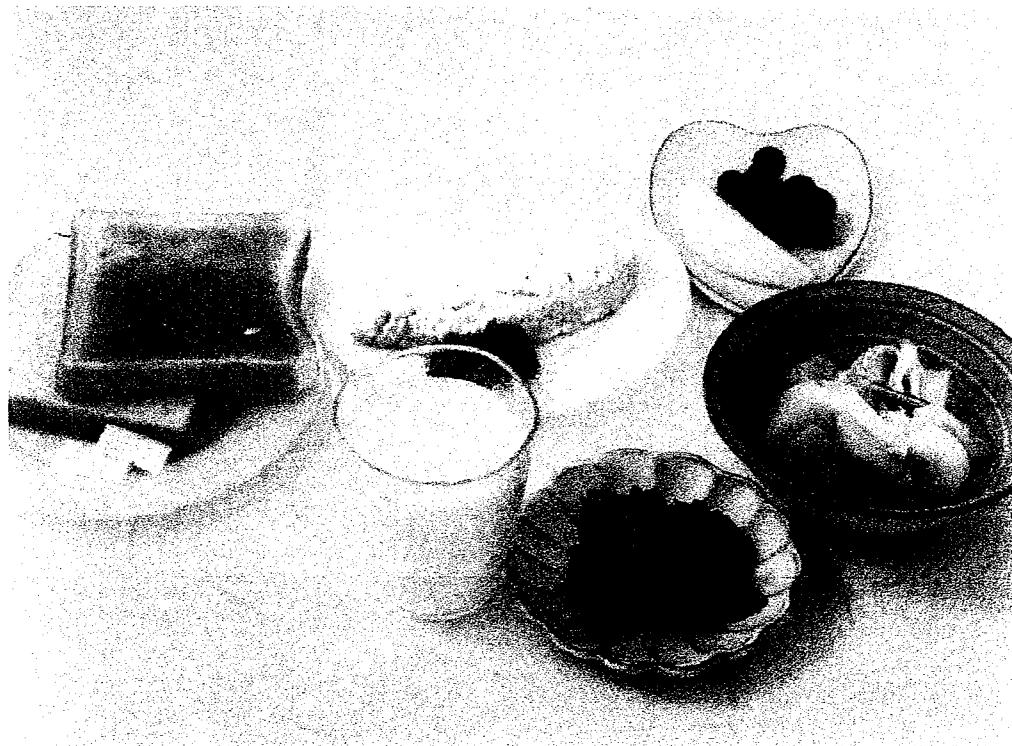
材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ぶどう(巨峰)	30g	120粒		
梨(豊水)	80g	320g		

はちみつトースト

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
食パン	6枚切り2枚	6枚切り8枚	小麦・乳	
はちみつ	20g	80g		
バター(有塩)	8g	32g	乳	

牛乳

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
牛乳	206g	800cc	乳	



第2例 セットメニュー 夕食

常陸牛のちらし寿司

材料	1人分	4人分	アレルギー既往歴	備考
精白米	115g	約3合		
もち米	20g	約1/2カップ		
酢	15g	大さじ1		
砂糖	7g	大さじ3強		
塩	0.5g	小さじ1/3		
にんじん	15g	60g		
牛もも切身	25g	100g	牛肉	
まいだけ	7g	30g		
しょうが	0.5g	1/5かけ		
砂糖	3.8g	大さじ2		
みりん	1.5g	小さじ1		
しょうゆ	5.6g	大さじ1と1/3	小麦・大豆	
白ゆりごま	0.7g	小さじ1強	ごま	
毎切り漬鰯	15g	60g	鰯卵	

- ① 米にもち米を混ぜて普通に炊き、酢に砂糖と塩を加えよく混せたものと合わせて酢飯にする。
- ② 牛肉と野菜は砂糖、しょうゆ、みりんで甘辛く煮て汁気を飛ばし、酢飯と混ぜる。
- ③ 錦糸卵を作り、器に盛った酢飯の上に炒りごまとともに盛り付ける。

田舎汁

材料	1人分	4人分	アレルギー既往歴	備考
たけのこ水煮	20g	80g		
にんじん	8g	30g		
板こんにゃく	15g	60g		
ごぼう	10g	40g		
油揚げ	10g	2枚	大豆	
ひなしめじ	15g	60g		
干しいたけ	1g	1個		
長ねぎ	20g	80g		
しょうゆ	8g	大さじ2	小麦・大豆	
塩	0.4g	小さじ1/3		
清酒	3g	小さじ2		
片栗粉	1g	4g		
だし	200cc	800cc		

鱈の香味蒸し

材料	1人分	4人分	アレルギー既往歴	備考
鱈	60g	4切れ		
長ねぎ	7g	30g		
しょうが	2g	1かけ		
イタリアンパセリ	3g	12g		
塩	0.3g	小さじ1弱		
こしょう	0.01g	少々		
清酒	1g	小さじ1		
ごま油	1.2g	小さじ1	ごま	
しょうゆ	2.5g	小さじ2	小麦・大豆	

- ① 鰯に塩こしょう、酒をふり蒸し器で蒸す。千切りした長ねぎとしょうがを鱈の上にのせ、しょうゆをたらし、熟したごま油をかける。

れんこんチップサラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー既往歴	備考
レタス	15g	60g		
ルッコラ	7g	30g		
リーフレタス	7g	30g		
紫だまねぎ	7g	30g		
パプリカ（赤）	7g	30g		
きゅうり	7g	30g		
れんこん	12g	50g		
サラダ油	1.2g	適量	大豆	
塩	0.1g	少々		
ドレッシング	5g	20g		

- ① 生野菜を盛り付け、薄くスライスして素揚げしたれんこんに塩を振り、サラダの上にちらす。

和栗のモンブラン

材料	1人分	4人分	アレルギー既往歴	備考
和栗	40g	160g		
牛乳	30g	120cc	乳	
砂糖	8g	大さじ4		
バニラエッセンス	0.1g	少々		
アイスクリーム	60g	240g	乳	

- ① 焼で栗の皮をむき、牛乳で煮る。砂糖も加えよくつぶす。
※フードカッターにかけてなめらかにしてもよい
② 熟々の栗のペーストをアイスに添えて出す。



第3例 セットメニュー 朝食

ごまご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	540g		
白炒りごま	6g	大さじ4	ごま	4g追加、2gかけら
オリーブ油	1.3g	大さじ1/2弱		
塩	1g	小さじ2/3		

- ① 米に塩、オリーブ油を加えて炊く。炊き上がったらごまを混ぜる。

豆腐のそぼろ汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鶏ひき肉	22g	88g	鶏肉	
清酒	1g	小さじ1		
ぶなしめじ	12g	50g		
長ねぎ	12g	50g		
にんじん	7g	30g		
木綿豆腐	30g	1/3丁	大豆	
しょうが	1g	1/2かけ		
塩	0.7g	小さじ1/2		
しょうゆ	1.1g	小さじ1/2	小麦・大豆	
片栗粉	1g	小さじ1		
だし	160cc	640cc		

- ① だしをとり、いちょう切りのにんじん、細切りのねぎしめじを煮る。鶏ひき肉と崩した豆腐を加える。塩、
② ①に鶏ひき肉と崩した豆腐を加える。塩、しょうゆで味付けして最後にしょうが汁を加える。

肉じゃが

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
豚ロース肉	35g	140g	豚肉	
じゃがいも	60g	240g		
にんじん	15g	60g		
たまねぎ	25g	100g		
しらたき	15g	60g		
いんげん	7g	30g		
サラダ油	1g	小さじ1	大豆	
砂糖	2.4g	大さじ1		
塩	0.3g	小さじ1/5		
しょうゆ	5g	大さじ2強	小麦・大豆	

さごしの香味西京焼き

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
さごし	70g	4切れ		
みそ	6g		大豆	
赤みそ	4g	大さじ1	大豆	
砂糖	4g	大さじ2		
みりん	1g	小さじ1		
にんにく	0.5g	1/3かけ		
クレソン	7g	30g		
ゆず	1g	4g		

① すりおろしにんにくを加えたみそ床にさごしを漬けて焼く。

湯葉入りサラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
小松菜	60g	240g		
ホールコーン	10g	40g		
えのきだけ	12g	50g		
にんじん	10g	40g		
冷凍湯葉	7g	30g	大豆	
和風ドレッシング	10g	40g		

① 小松菜、えのき、にんじん、湯葉は塩ゆでて冷ましておく。調味料を混ぜ合わせる。

② ポールに茹でた野菜と湯葉、ホールコーンを入れ、和風ドレッシングで和える。

デザート

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ヨーグルト(加糖)	100g	400g	乳	



第3例 セットメニュー 夕食

ポークソテーの和風ソースかけ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
豚ロース肉	100g	400g	豚肉	
塩	少々	適量		
こしょう	少々	適量		
小麦粉	5g	大さじ2	小麦	
たまねぎ	50g	200g		
にんにく	2g	2かけ		
みりん	9g	大さじ2		
しょうゆ	12g	大さじ3弱	小麦、大豆	
水	9g	大さじ2		
サラダ油	3g	大さじ1	大豆	
キャベツ	30g	120g		
パプリカ(黄)	5g	20g		
トマト	30g	120g		
ブロッコリー	20g	80g		
ドレッシング	10g	適量	大豆	

- ① 豚ロース肉に筋切りをする。
- ② ①の肉に塩こしょうをふり、軽く小麦粉をまぶす。
- ③ たまねぎ、にんにくをすりおろし調味料とあえる。
- ④ フライパンに油を熱し、豚肉を焼く。弱火にし中まで火を通し、皿に取り出す。
- ⑤ 同じフライパンで③のたまねぎソースを入れ、ひと煮立ちさせる。
- ⑥ ④の肉を盛り付け、⑤の玉ねぎソースをかける。炒めたパプリカ、ピーマン、トマト、茹でたブロッコリーを添える。

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		

キムチ納豆

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
キムチ	20g	120g		
納豆	40g	4/パック	大豆	
葉ねぎ	少々	適量		

- ① キムチは細かく刻み、葉ねぎは小口切りにする。
② 納豆と①を和え器に盛る。

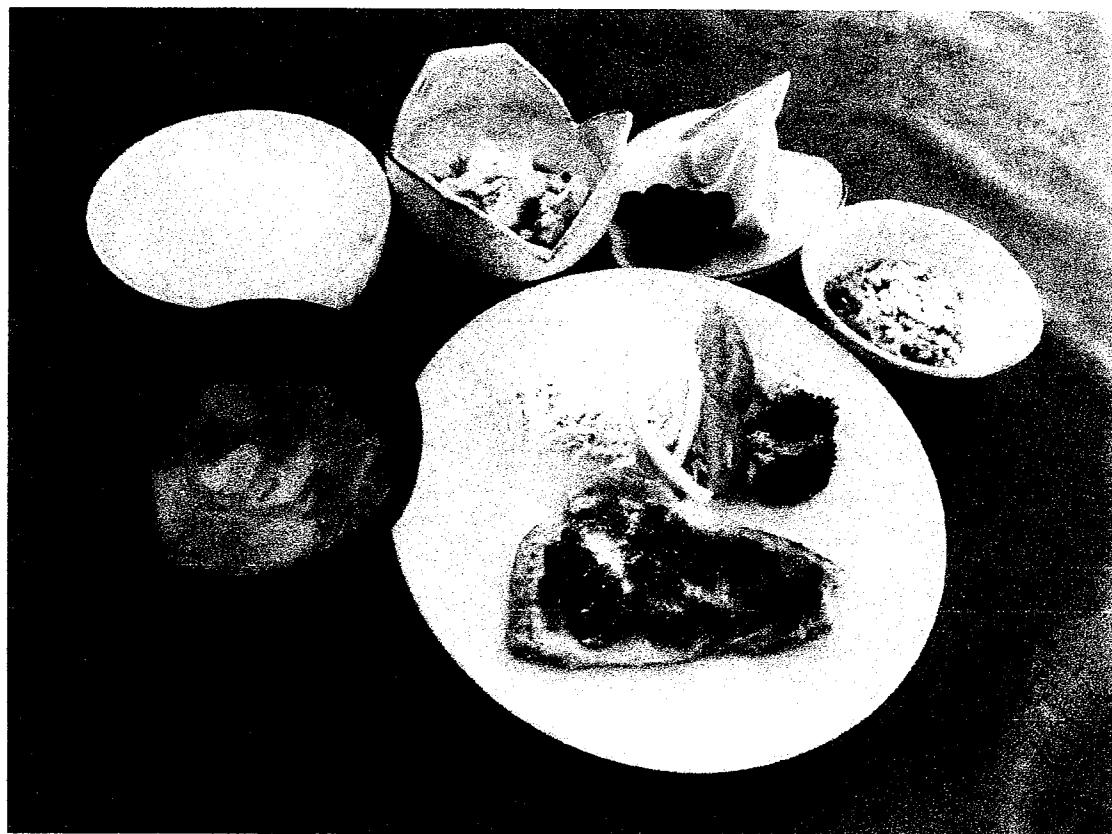
みそ汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
さといも	40g	2個		
長ねぎ	15g	1/4本		
みそ	8g	大さじ2	大豆	
だし	150cc	600cc		

ミルクゼリー黒蜜かけ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
粉ゼラチン	2g	8g	ゼラチン	
水	15g	大さじ4		
牛乳	80cc	320cc	乳	
砂糖	6g	大さじ2・1/2		
黒蜜	15g	適量		
きな粉	2g	適量	大豆	

- ① 水に粉ゼラチンを振り入れ、心やかす。
② 鍋に牛乳を入れ火にかけ、温まったら砂糖を加える。
①を加え、よく混ぜ溶かす。(沸騰させないこと)
③ 容器に入れ、粗熱がとれたら冷蔵庫で冷やし固める。
④ 食べやすい大きさに切り器に盛り、好みで黒蜜、きなこをかける。



第4例 セットメニュー 朝食

ポークピーンズ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
豚もも肉	40g	160g	鶏肉	
塩	少々	適量		
こしょう	少々	適量		
赤ワイン	2g	大さじ1/2		
じゃがいも	40g	1個		
たまねぎ	16g	1/4個		
サラダ油	4g	大さじ1強	大豆	
大豆(水煮)	20g	80g	大豆	
いんげん豆(水煮)	10g	40g	赤いんげん豆	
トマトホール缶	30g	1/3缶		
ケチャップ	8g	大さじ2強		
ワスターソース	4g	大さじ1弱	小麦	
砂糖	2g	大さじ1		
ブイヨン	65cc	260cc	鶏肉	
パセリ(乾)	少々	少々		

- ① 豚もも肉は1~2cm幅に切り、塩こしょうをふる。じゃがいも、たまねぎは豆類とおなじくらいの大きさに切る。
- ② 鍋に油を熱し、豚肉、たまねぎ、じゃがいもを炒める。
- ③ たまねぎが透き通ったら、大豆、赤いんげん豆、赤ワイン、トマト缶、調味料、ブイヨンを加え野菜が柔らかくなるまで煮る。
- ④ 器に盛り、パセリをちらす。

トースト

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
食パン	140g	6枚切り8枚	小麦	
バター(有塩)	8g	大さじ2	乳	
いちごジャム	15g	大さじ3		

水菜のイタリアンサラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
水菜	25g	100g		
レタス	20g	2枚		
トマト	20g	1/2個		
パプリカ(黄)	8g	1/6個		
にんじん	4g	1/5本		
フレンチドレッシング	適量	適量	大豆	

巣ごもり卵

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ほうれん草	50g	1袋		
にんじん	10g	1/3本		
まいだけ	10g	1/2袋		
塩	少々	適量		
こしょう	少々	適量		
サラダ油	3g	大さじ1	大豆	
卵	50g	4個	鶏卵	

- ① ほうれん草は3cm幅に切り、さっと茹でておく。
にんじんは細切り、まいだけは軸をのぞきほぐす。
- ② フライパンに油を熱し、にんじん、まいだけを炒め、さらにはほうれん草を加えて炒め、塩、こしょうする。
- ③ 炒めた野菜に4つのくぼみをつくり、卵を1つずつ割り入れ蓋をして卵に火を通す。

コンソメスープ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
キャベツ	20g	大1枚		
ハム	5g	1枚	豚肉	
ブイヨン	150cc	600cc	鶏肉	
塩	0.1g	0.4g		
こしょう	0.02g	0.08g		
パセリ(乾)	0.1g	0.4g		

フルーツ盛合せ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
グレープフルーツ	40g	8切れ		
ぶどう(巨峰)	30g	8粒		

牛乳

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
牛乳	206g	800cc	乳	



第4例 セットメニュー 夕食

春雨スープ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鶏ガラだし	200cc	4カップ	鶏	
春雨(乾)	8g	32g		
チンゲン菜	20g	1株		
にんじん	10g	1/4本		
生しいたけ	10g	2個		
清酒	5g	大さじ1強		
塩	0.8g	小さじ2/3		
こしょう	少々	適量		
ごま油	少々	適量	ごま	

- ① 春雨ははさみで長さを10cm程度に切る。青梗菜は3cm、にんじんは短冊切り、しいたけは石づきをとり薄切りにする。
 ② 鍋に鶏ガラだし、酒、①を加えて、具材に火を通す。
 塩、こしょうで味をととのえ、ごま油を少量垂らす。

鶏肉のカシューなツ炒め

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鶏ムネ肉	90g	360g	鶏肉	
清酒	6g	大さじ1.5		
しょうゆ	3g	小さじ2	小麦、大豆	
しょうが	1.5g	1かけ		
片栗粉	10g	大さじ4		
サラダ油	8g	大さじ2・1/2	大豆	
生かしーなツ	30g	1カップ	カシューなツ	
たまねぎ	60g	大1個		
パプリカ(赤)	25g	1/2個		
ピーマン	25g	1/2個		
たけのこ(水煮)	40g	160g		
水	45g	180cc		
塩	0.9g	小さじ1弱		
しょうゆ	3g	小さじ2	小麦、大豆	
砂糖	3g	大さじ1強		
片栗粉	3g	大さじ1強		

- ① 鶏肉は1.5cm角に切り、酒、醤油、おろししょうがをもみ込む。たまねぎ、パプリカ(赤、黄)、たけのこは小さめの一口大に切り、カシューなツは油通しする。
 ② フライパンに油を熱し、片栗粉をまぶした鶏肉を炒める。火が通ったら野菜を加えていため、さらにカシューなツを加えて炒めたら調味料を入れ炒め合わせる。
 とろみがついたら器に盛る。

れんこん餅

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
れんこん	80g	小2節		
片栗粉	15g	大さじ6		
葉ねぎ	2g	適量		
塩	少々	適量		
しょうゆ	少々	適量	小麦、大豆	
サラダ油	3g	大さじ1	大豆	
しその葉	1g	4枚		
コチュジャン	4g	大さじ1	大豆	

- ① れんこんは1/3をみじん切り、残りはすりおろす。
 葉ねぎは小口切りにする。
 ② すりおろしたれんこんの水気を軽く切り、ポールに入れる。
 みじん切りにしたれんこん、片栗粉を加えてよく混ぜる。
 さらに、しょうゆ、塩、こしょう、葉ねぎを加えて混ぜ、小判型にする。
 ③ フライパンに油を熱し、②のタネを入れる。中弱火で、両面に焼き色がつくまでじっくり焼く。

杏仁豆腐

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
牛乳	100g	2カップ	乳	
寒天	0.5g	2g		
砂糖	5g	大さじ2		
柿	15g	1/4個		
アーモンドエッセンス	少量	適量	アーモンド	

- ① 鍋に牛乳、寒天を入れ火にかける。沸騰したら弱火にし、寒天を煮溶かす。砂糖を加え、アーモンドエッセンスを垂らす。
 ② 粗熱がとれたら①を型に流して固める。
 ③ 器に食べやすく切った②を入れ、小さく切った柿を添える。

トマトのポン酢和え

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
トマト	40g	小1個		
ほうれん草	20g	2株		
えのきのこ	8g	1/3袋		
しらす干し	7g	28g		
ポン酢	5g	20g		

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		



第5例 セットメニュー 朝食

鮭のみぞマヨ焼き

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鮭	70g	4切れ	鮭	
清酒	1g	小さじ1		
塩	少々	適量		
こしょう	少々	適量		
みそ	3g	小さじ2	大豆	
マヨネーズ	6g	大さじ2	鶏卵、大豆	
練りごま	1g	小さじ1	ごま	
しその葉	1g	4枚		
ミニトマト	40g	8個		

- ① 鮭に酒をふり臭みを取る。水分をふきとり塩、こしょうをする。
- ② みそ、マヨネーズ、ごまを練っておく。
- ③ グリルに鮭を入れ、七分通り焼く。上面に味噌だれを塗り、香ばしく焼く。
- ④ しその葉、ミニトマトと一緒に盛り付ける。

オクラとろろ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
オクラ	20g	8本		
ながいも	60g	15cm	やまいも	
白だし	6g	大さじ2弱		
かつお節	少々	適量		

- ① オクラは塩を加えた熱湯でさっとゆで、小口切りにする。
- ② ながいもはサイコロ状に切る。
- ③ ボールに、オクラ、ながいもを入れ、白だしで味をととのえる。器に盛りかつお節をかける。

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		

みそ汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
小松菜	30g	2株		
えのきだけ	15g	1/2袋		
油揚げ	5g	1/2枚	大豆	
みそ	8g	大さじ2弱	大豆	
だし	150cc	600cc		

ひじき煮

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
干しひじき	5g	20g		
生揚げ	30g	1/2枚	大豆	
にんじん	10g	1/5本		
いんげんまめ	2.5g	1本		
だし	50cc	200cc		
砂糖	3g	大さじ1・1/3		
みりん	3g	小さじ2		
しょうゆ	6g	大さじ1・1/3	小麦、大豆	
サラダ油	1g	小さじ1	大豆	

フルーツ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
アーレスメロン	60g	4切れ		

牛乳

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
牛乳	206g	800cc	乳	



第5例 セットメニュー 夕食

豚肉のにら巻き

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
豚もも肉	150g	600g	豚肉	
にら	33g	135g		
にんじん	20g	80g		
塩	0.1g	少々		
清酒	3g	大さじ1弱		
中華ドレッシング	15g	60g		
かぼちゃ	20g	80g		
ズッキーニ	15g	60g		
れんこん	20g	80g		
なす	20g	80g		
オクラ	10g	40g		
パブリカ(赤)	15g	60g		
パブリカ(黄)	15g	60g		

- ① にらは5cmにカット、にんじんは5cmの千切りにし、薄切りの豚肉で巻き、塩と酒をふりかけ片栗粉をまぶす。
- ② かぼちゃ、れんこんは薄切り、ズッキーニは半月切り、なす、パブリカはスティック状にカットし、オクラはへたをとっておく。
- ③ 蒸し器に入れ、強火で10分くらい蒸す。お皿に盛り付け中華ドレッシングをかける。

栗ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		
ひき菜(豆類)	20g	80g		
塩	0.5g	小さじ1/3		
清酒	1g	小さじ1弱		

シラス入り海藻サラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
海藻(乾)	2g	8g		
シラス干し	3g	12g		
レタス	10g	40g		
きゅうり	10g	40g		
トマト	40g	160g		20gでは1切れ程度
しその葉	0.25g	1g		
中華ドレッシング	10g	40g		

- ① 海藻は水で戻し、さっと茹でる。しらすも湯通ししておく。
- ② 食べやすい大きさに切った野菜と①を混ぜ、ドレッシングをかけ器に盛り付ける。

さんまのつみれ汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
さんま	30g			
みそ	1.5g	小さじ1	大豆	
卵	2.5g	10g	鶏卵	
しょうが	0.5g	2g		
片栗粉	0.5g	小さじ1弱		
長ねぎ	6g	24g		
清酒	0.4g	少々		
だいこん	15g	60g		
にんじん	8g	32g		
長ねぎ	12g	48g		
木綿豆腐	20g	80g	大豆	
赤みそ	5g	大さじ1強	小麦・大豆	
みそ	5g	大さじ1強	小麦・大豆	
だし	200cc	800cc		

炒り豆腐

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
木綿豆腐	100g	400g	大豆	
卵	15g	大1個	鶏卵	
にんじん	10g	40g		
干しひじき	2g	8g		
しいたけ(乾)	0.4g	1.6g		
みつば	1.5g	6g		
サラダ油	2g	小さじ2	大豆	
しょうゆ	2g	小さじ1強	小麦・大豆	
みりん	2g	小さじ1強		
粉末だし	0.2g	0.8g		

- ① 豆腐は荒くくずして茹で、水気を切っておく。
- ② ひじきと干しいいだけは水で戻し、切っておく。
- ③ 千切りにしたにんじんと②を炒め、豆腐を加える。
- ④ ③に火が通ったら味付けし、最後に卵を加える。

フルーツ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
アーレスメロン	60g	4切れ		



第6例 セットメニュー 朝食

みそおにぎり

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		
みそ	10g	大さじ2強	大豆	
粉節	1g	4g		羽衣豆の挽取り 細粒で代用可
清酒	10g	大さじ2・1/2		
砂糖	5g	大さじ強		
青唐辛子	2g	小1本		
サラダ油	1g	小さじ1	大豆	
しょうが	2g	ひとかけ		

- ① ごはんで1人2個のおにぎりを作る。
- ② しょうがと青唐辛子をみじん切りにしておく。
- ③ フライパンに油をひいて、青唐辛子を焦げないように炒め、みそ、粉節、清酒、砂糖を加えよく混ぜ合わせ、しょうがを加えて軽く炒める。
- ④ おにぎりに③の味噌を塗り、オーブン等で少し焦げ目がつく程度に焼く。

親子煮

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鶏もも肉	50g	200g	鶏肉	
たまねぎ	40g	160g		
みつば	10g	40g		
卵	50g	4個	鶏卵	
だし	60cc	240cc		
砂糖	2g	大さじ1弱		
みりん	2g	小さじ1・1/3		
しょうゆ	6g	小さじ1	小麦、大豆	

そうめんのごまマヨネーズ和え

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
そうめん	15g	60g	小麦	
にんじん	10g	40g		
きゅうり	10g	40g(1/2本)		
ホールコーン	10g	40g		
ハム	10g	40g(3枚)	豚肉、乳、小麦、大豆	
マヨネーズ	10g	大さじ2・2/3	鶏卵、大豆	
白すりごま	1g	小さじ2	ごま	
塩こしょう	0.1g	少々		

- ① 野菜とハムは細切りにし、そうめんは長さを半分にしてゆでておく。
- ② ゆでたそうめん、野菜、ハム、コーンとマヨネーズ、すりごまを合わせてよく混ぜる。
- ③ 塩こしょうで味を調える。

豆腐のみそ汁

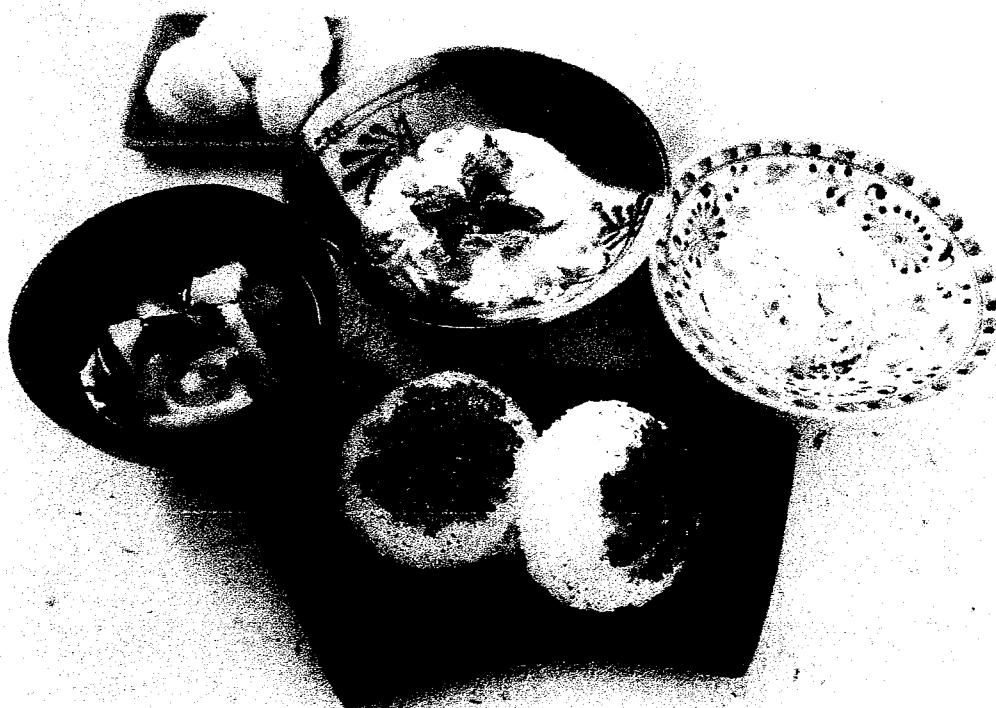
材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
木綿豆腐	50g	2/3丁	大豆	
油揚げ	3g	1/2枚	大豆	
しめじ	10g	40g(1/2本)		
ねぎ	10g	40g(1/2本)		
小ねぎ	5g	20g		
みそ	8g	大さじ2	大豆	
だし	150cc	600cc		

果物

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
柿	70g	2個		

牛乳

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
牛乳	206g	800cc	乳	



第6例 セットメニュー 夕食

露ヶ浦わかさぎ天ぷら盛合わせ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
わかさぎ	50g	200g		
まいだけ	10g	40g		
小麦粉	26g	1カップ	小麦	
卵	13g	1個	卵	
水	40g	3/4カップ		
揚げ油	13g	適宜	大豆	
れんこん	20g	80g		
かぼちゃ	20g	80g		
さつまいも	20g	80g		
パプリカ(赤)	20g	1/2個		
抹茶塩	0.2g	0.8g		
レモン	1/8個	1/2個		

- ①わかさぎとまいだけは、天ぷらにする。
- ②れんこん、かぼちゃ、さつまいもは、薄切りにし、パプリカは適当な大きさに切り、素揚げにする。
- ③天ぷらと素揚げを盛合わせ、抹茶塩とくし形に切ったレモンを添える。

奥久慈こんにゃくとさといもの煮物

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
こんにゃく	20g	80g		
さといも	50g	200g(4個)		
にんじん	20g	80g(中1/2本)		
いんげん(赤)	0.5g	中1枚		
さやいんげん	5g	2本		
砂糖	3g	大さじ1・1/3		
みりん	3g	小さじ2		
しょうゆ	7g	大さじ1と1/2	小麦、大豆	
清酒	2g	大さじ1/2		
だし	60cc	1と1/4カップ	さしいたけの出汁	

- ①干しいたけは水で戻しておく。(戻し汁も使用)
- ②こんにゃくはスプーンで一口大に切り、下茹でする。
- ③さといもは皮をむいて一口大に切り、下茹でをしてぬめりを取る。
- ④にんじんも一口大に切り、下茹でをする。
さやいんげんも色よく茹でておく。
- ⑤鍋にしいたけの戻し汁とだしを入れ、①②③④を煮る。
- ⑥砂糖、みりん、しょうゆの順に加え味を含ませる。
- ⑦⑥を器に盛り、斜め切りしたさやいんげんを飾る。

吉野鶏すまし汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
板麩(乾)	2g	8g	小麦	
鶏ささみ	30g	3本	鶏肉	
しょうゆ	1g	小さじ2/3	小麦、大豆	しょうゆ洗い用
片栗粉	2g	8g		
オクラ	10g	4本		
しょうゆ	1g	小さじ2/3	小麦、大豆	
清酒	1g	小さじ1弱		
塩	0.4g	1.6g		
青ゆず	1g	少々		
だし	150cc	3カップ		

小松菜の磯和え

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
小松菜	60g	1袋		
しょうゆ	3g	小さじ2	小麦、大豆	
海苔	0.5g	2/3枚		

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		

フルーツヨーグルトサラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
りんご	30g	大1/2個	りんご	
梨	20g	小1/2個		
砂糖	2g	大さじ1弱		
ブーンヨーグルト	100g	400g	乳	
干しうどろ	5g	20g		
ミント	お好み			

- ①りんごと梨は5mm厚さに切る。
- ②①と砂糖、ヨーグルト、干しうどろを和える。
- ③お好みでミントを飾る。



第7例 セットメニュー 朝食

肉豆腐

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
豚ばら薄切り	50g	200g	豚肉	
サラダ油	3g	大さじ1	大豆	
木綿豆腐	1/2丁	2丁	大豆	
しらたき	40g	160g		
長ねぎ	20g	中1本		
にんじん	5g	中1/5本		
しょうゆ	15g	大さじ3・1/3	小麦・大豆	
砂糖	5g	大さじ2強		
みりん	5g	大さじ1強	大豆	
だし	80cc	カップ1・1/2		
絹さや	5g	200g		

- ① 豆腐は1丁を6等分に切る。（1人あたり3切れ目安）
- ② しらたきをざく切りにし、下茹でをして、ねぎは斜め切りにんじんは短冊切りにしておく。
- ③ 油をひき、豚ばら肉を炒め、しらたきと野菜を加えて出汁と調味料で煮る。
- ④ ③に豆腐を加え煮含める。
- ⑤ 絹さやはさっと茹で、盛り付けた肉豆腐の上に飾る。

フルーツ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
梨	55g	中1個		

はちみつヨーグルト

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
フレーンヨーグルト	100g	400g	乳	
はちみつ	7g	大さじ1・1/3		
すりごま	1g	小さじ1・1/3	ごま	

ほうれん草としじみの辛子和え

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
ほうれん草	50g	200g		
しじみ（殻付き）	10g	40g		
辛子	0.2g	小さじ1/3		
水	0.4g	適量		
しょうゆ	5.6g	大さじ1・1/3	小麦・大豆	
砂糖	0.7g	小さじ1		
だし	0.1g	適量		

- ① ほうれん草を3cm程度に切り、茹でる。
- ② しじみのむき身を茹でる。
- ③ 辛子と調味料と混ぜる。
- ④ ほうれん草、しじみを調味料で和え、盛り付ける。

なめこのみそ汁

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
なめこ	20g	1袋		
長ねぎ	10g	中1/2本		
みそ	8g	小さじ1と1/3	大豆	
水	150cc	600cc		

ご飯

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		

温泉卵

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
温泉卵	1個	4個	鶏卵	



第7例 セットメニュー 夕食

ドライカレー風ライス

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
精白米	135g	4合弱		
ツナ缶	25g	中1缶		
たまねぎ	25g	100g		
パプリカ(赤)	13g	52g		
ピーマン	5g	20g		
ケチャップ	6g	24g		
カレー粉	0.25g	小さじ1/2		
塩	0.2g	小さじ1/6		
サラダ油	1.2g	小さじ1強	大豆	

- ① ツナ缶とみじん切りにしたパプリカ、たまねぎを油で炒め、塩、カレー粉、ケチャップ少々で味を調える。
 ② 炊いたご飯に①のせる。

チンゲン菜とぶなしめじのソテー

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
チンゲン菜	70g	300g		
ぶなしめじ	10g	40g		
ペーコン	5g	1枚	卵・乳・豚肉 大豆	
サラダ油	0.8g	小さじ3/4	大豆	
塩	0.3g	適量		
こしょう	0.06g	適量		
オリーブ油	少々	適量		

- ① チンゲン菜は2~3cm程度に切り、熱湯に塩少々とサラダ油少々を加えさっと茹でる。
 ② 短冊に切ったペーコンとシメジを炒め、湯をきったチンゲン菜とともに炒め、塩こしょうする。
 ③ 器に盛り付けたら、香りづけのオリーブ油を適量回しかける。

コンソメスープ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
絹さや	7g	30g		
にんじん	5g	20g		
ブイヨン	180cc	720cc	乳・小麦・鶏肉・大豆	
塩	0.2g	適量		
こしょう	1g	適量		

生野菜サラダ

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
キャベツ	35g	中1/6個		
紫キャベツ	2g	適量		
レタス	10g	2枚		
きゅうり	10g	中1/2本		
トマト	20g	中1/2個		
ホワイトアスパラガス	17g	4本		
紫たまねぎ	5g	20g		
わかめ(乾)	1g	4g		
青じそドレッシング	8g	大さじ2	小麦・大豆	

鶏ときのこのトマト煮

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
鶏もも肉	120g	480g	鶏肉	
塩	0.5g	小さじ1/3		
こしょう	0.05g	適量		
小麦粉	4g	大さじ2	小麦	
サラダ油	4g	大さじ1・1/2	大豆	
たまねぎ	30g	中1/2個		
ぶなしめじ	30g	1パック		
マッシュルーム(玉)	6g	2個		
にんにく	1.3g	小さじ1強		
オリーブ油	2.6g	小さじ2強		
トマト缶	100g	400g		
ブイヨン	65cc	260cc	乳・小麦・鶏肉・大豆	
塩	1.3g	小さじ1		
こしょう	0.03g	適量		
パセリ	0.1g	適量		

- ① 鶏肉に塩こしょうで下味をつけ、小麦粉をまぶす。
 ② サラダ油をひいたフライパンで、きつね色程度に両面焼く。
 ③ 浅鍋にオリーブ油をひき、みじん切りにしたにんにくを炒め、香りがたったら、たまねぎのみじん切り、スライスしたマッシュルーム、ぶなしめじも加え炒める。
 ④ ③にトマトの水煮、ブイヨンを加え煮込み、さらに②を加え煮込み。塩こしょうで味を調える。
 ⑤ 器に盛り付け、みじん切りしたパセリをちらす。

オレンジゼリー

材料	1人分	4人分	アレルギー原因物質	備考
オレンジ	20g	80g	オレンジ	
オレンジジュース	100cc	400cc	オレンジ	
砂糖	4.5g	大さじ2		
粉ゼラチン	2.5g	10g	ゼラチン	
ホイップクリーム	5g	適量	乳・大豆	

- ① ゼラチンを大さじ2の水でふやかしておく。
 ② 鍋にオレンジジュース・砂糖・ゼラチンを加えて、火にかけ:
 ※ゼラチンは沸騰させないで良く溶かすこと
 ③ 氷水でポールの底を冷やしながら粗熱をとる。
 ④ 器に皮をむいたオレンジの果肉を入れ、さらにゼリー液を入れ冷蔵庫で冷やし固める。
 ⑤ ホイップクリームを飾る。



第4回常任委員会 報告事項5

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会弁当調達指針

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この指針は、第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当の調達に関する必要な事項を定め、適切な弁当調達を行うことを目的とする。

2 業務分担

- (1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体の総合開・閉会式およびいきいき茨城ゆめ大会における弁当調達業務を行う。
- (2) 会場地市町村委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体の各競技会における弁当調達業務を行う。

3 弁当調製施設の選定

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、茨城県保健福祉部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づき、適正に管理運営、施設整備がなされていること。
 - イ 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
 - ウ 総合開・閉会式及び競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び容器の回収ができること。
 - エ 県・会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- (2) 県・会場地委員会は、(1)により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設をいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会弁当調製施設名簿（第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。）により、平成30年8月24日までに県委員会に報告する。

- (2) 県委員会は、自らが選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿により施設を管轄する保健所に報告とともに、その写しを生活衛生課に提出する。
なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、生活衛生課に報告する。
- (3) (1)(2)の報告後においても必要と認められる場合、県・会場地委員会は追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県・会場地委員会はそれぞれ(1)(2)の報告を速やかに行う。
- (4) 生活衛生課は、報告のあった弁当調製施設が県外に所在する場合は関係自治体に通知する。

5 選定の取消

- (1) 県・会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
- ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不適当と認めたとき。
- (2) 会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取り消しの報告を受けた県委員会は、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。
- (3) 県委員会が選定を取り消したときは、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。
- (4) 生活衛生課は、県委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 弁当のあっせん及び支給の対象者は、大会参加者のうち県・会場地委員会がそれ別に定める。
- (2) あっせん又は支給を行う弁当の料金は、県・会場地委員会が、900円(税抜)以内でそれぞれ別に定める。

7 弁当の献立

県・会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや地元食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) あっせん又は支給を行う弁当の申込み、受付及び発注等の手続きについては、県委員会・会場地委員会が定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消は、原則として認めないこととする。
- (3) 県・会場地委員会は、申込みを受け付けた斡旋弁当の個数及び支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

なお、発注にあたっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県・会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。

ア 名称

イ 原材料名（食品添加物・アレルゲン・遺伝子組換え等の表示を含む。）

ウ 消費期限（時刻まで）

エ 保存方法

オ 製造所所在地・製造者名

カ その他食品衛生法等関係法規により規定される表示

キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ク 持ち帰りを禁止する表示

ケ その他県委員会が指示する表示

- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県・会場地委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県・会場地委員会の指示に従い、容器等の回収を行うこと。

10 弁当の保管及び引換

県・会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県・会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

この指針に定めるもののほか必要な事項については、県委員会又は会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や保健所等と協議の上、別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 総則

第74回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第19回全国障害者スポーツ大会の（以下「大会」という。）の総合開・閉会式並びに大会の競技会場において提供する弁当について、弁当調製施設（以下「施設」という。）の参加基準を以下のとおり定める。

2 弁当調製施設の立地条件

茨城県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている施設であること。
なお、施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 衛生管理体制

- (1) 国体開催前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (3) HACCPシステムによる衛生管理に取り組んでいること、又は「大量調理施設マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく対応を実践できる施設であること。
- (4) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で80点以上であること。
- (5) 検食は、原材料および調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (6) 調理従事者（食品の盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (7) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国体開催期間中加入できること。
- (8) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬し、配布終了まで待機することが可能であること。

(9) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること

ア 名称

イ 原材料名（食品添加物・アレルゲン・遺伝子組換え等の表示を含む。）

ウ 消費期限（時刻まで）

エ 保存方法

オ 製造所所在地・製造者名

カ その他食品衛生法等関係法規により規定される表示

キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ク 持ち帰りを禁止する表示

ケ その他県委員会が指示する表示

4 弁当調製能力

国体・大会に提供可能な1日あたりの弁当調製数は以下のとおりとする。なお、施設の最大調製数ではなく、国体・大会に提供可能な数であること。

- (1) 国体・大会の総合開閉会式及び大会の陸上競技会場 2,000食以上
- (2) 大会の競技会場（陸上競技以外） 500食以上

5 対応能力

- (1) 県実行委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県実行委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 弁当の食材及び献立内容については、県実行委員会が定めた内容で調製が可能であること。
- (4) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて県実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (5) 弁当の内容について「おしながき」の添付が可能であること。
- (6) 弁当は保冷効果が持続し、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して納入できること。
- (7) 総合開・閉会式の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (8) 荒天等により、総合開・閉会式会場の変更または開催が中止となった場合、弁当の調製および納入については、県実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

第4回常任委員会 報告事項7

第74回国民体育大会 医療救護要項

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

（1）県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

（2）会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護班の設置

- （1）県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、救護班を設置する。
- （2）救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。
- （3）救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、医療救護に必要な措置を行う。

5 救護所の設置

救護班の業務を実施するにあたり，必要な場所に救護所を設置する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には，必要に応じて医薬品，医療器具，AED（自動体外式除細動器），その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については，別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会及び会場地委員会は，それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き，医療費はすべて受診者が負担する。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか，医療救護の実施に関して必要な事項は，県委員会及び会場地委員会が，それぞれ別に定める。
- (2) 会場地市町村実行委員会を組織していない市町村にあっては，「会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）」及び「会場地委員会」を「会場地市町村」に読み替える。

第19回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要項は、第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開・閉会式会場における医療救護
- イ 競技会場及び練習会場における医療救護（準備、総括）
- ウ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- エ 宿泊施設における医療救護

(2) 会場地委員会

- 競技会場及び練習会場における医療救護（運営、管理）

4 救護班の設置

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、救護班を設置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、医療救護に必要な措置を行う。

5 救護所の設置

救護班の業務を実施するにあたり、必要な場所に救護所を設置する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。

第74回国民体育大会 会場地市町村医療救護業務推進指針

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この指針は、第74回国民体育大会医療救護要項に基づき、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）において会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が実施する医療救護の基本的事項を定めることにより、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施体制

会場地委員会は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置する。

また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を統括する。

3 関係機関等との連携

会場地委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署、その他の関係機関・団体の協力を得て業務を実施する。

4 実施業務

会場地委員会が行う医療救護業務は、次のとおりとする。

(1) 体制整備

ア 救護班の編成

(ア) 医療救護業務を実施するにあたり、救護班を編成する。

(イ) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。

(ウ) 救護班に従事する医師、看護師等の編成については、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議のうえ、医療機関、関係団体等の協力を得て行う。

イ 救護所の配置

(ア) 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、競技会場の適切な場所に配置する。

(イ) 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。

(ウ) 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

(エ) 当該会場の想定来場者数や諸条件等を考慮し、必要に応じて救護所の複数配置やそれに伴う救護本部の設置、移動救護チームの編成も検討・実施する。

ウ 医薬品等の配備

(ア) 救護所には、当該会場の競技特性等を勘案のうえ、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を配備するとともに、電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機、書類用保管庫（施錠付）等を配備する。

(イ) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

エ 救急搬送体制の確保

- (ア) 地元消防署と協議し、必要に応じ、競技会場に救急自動車等を配備する。
- (イ) 医療機関に搬送する必要のある傷病者の発生に備え、傷病者の受入が円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請し、搬送先を確保する。

オ 業務実施マニュアルの作成

- (ア) 会場特性及び競技の特性を勘案し、競技団体と協議のうえ、救護班に従事する医師等や地元消防署等の助言・協力を得ながら、救護所の開設時間や班員の従事シフト、救急搬送要請に係る会場地委員会内の役割分担や活動情報の集約方法など、救護業務の具体的な進め方を定め、これを共有するための業務実施マニュアルを作成する。

- (イ) 作成した業務実施マニュアルをもとに、必要に応じて救護班員向けの研修を実施する。

カ その他

会場サイン等において、赤十字標章を使用する場合は、予め日本赤十字社茨城県支部の許諾を得ることとし、県委員会を通じて、必要な手続きを行う。

(2) 競技会場における救護業務

ア 応急処置

- (ア) 救護所においては、救護班員が、傷病者が発生した場合に応急処置を行う。
- (イ) 応急処置を実施した場合、当該救護班員は「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)に所定の事項を記載する。
- (ウ) 救護班員が記載した「処置記録兼診療依頼書」は、全救護班員が閲覧等を行えるようファイリングし、個人情報保護に十分配慮のうえ、適切に保管する。

イ 救急搬送

- (ア) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認められる場合には、救護班員は、予め定めた手順に従い、救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じる。
- (イ) 救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた救護班員は、「処置記録兼診療依頼書」に所定の事項を記載し、搬送する傷病者に写しを交付するとともに、搬送先医療機関に記載してもらう「搬送先医療機関診療結果報告書」(参考様式第2号)の用紙を渡す。
- (ウ) 救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた救護班員は、予め定めた手順に従い、会場地委員会内の会場を統括する部署に必要事項を報告する。
- (エ) (ウ) の報告を受けた会場を統括する部署は、予め定めた手順に従い、会場地委員会内の各部署に必要事項を通知し、円滑な救急搬送等が妨げられないよう措置を講じる。

ウ 記録・報告等

- (ア) 救護班は、医療機関に搬送した傷病者のその後の病状、経過を把握するよう努める。
- (イ) 救護班は、当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」(参考様式第3号)を作成し、「処置記録兼診療依頼書」の写しとともに、予め定めた手順に従い、会場地委員会内の会場を統括する部署に提出する。

(3) 練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおいても、救護対策に万全を期すよう努める。この場合において、救護業務の内容は、競技会場における救護業務に準じて実施する。

(4) 宿泊施設における医療救護

(ア) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、会場地委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

(イ) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

5 その他

- (1) 会場地市町村実行委員会を組織していない市町村にあっては、この指針中「会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）」及び「会場地委員会」を「会場地市町村」に読み替える。
- (2) この指針に定めるもののほか、必要な事項は会場地委員会が別に定める。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 宿舎衛生対策実施要領

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会 環境衛生対策要項」等に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）並びに茨城県が実施する宿泊施設の衛生対策について必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における宿舎衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 県・会場地委員会は、両大会における宿舎衛生の確保に向けて、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する宿泊施設の早期決定に努めるとともに、県生活衛生課及び保健所に対し、当該宿泊施設の情報を提供し、宿舎衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、茨城県食品衛生協会等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に宿舎衛生対策を推進する。
- (3) 保健所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する宿泊施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会と連携し、衛生講習会を開催するなど、宿舎衛生の確保を図る。

4 実施内容

(1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり大会参加者が利用する宿泊施設を把握する。

- (ア) 県委員会は、平成30年9月末日までに、大会参加者が利用する宿泊施設のうち旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）を、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）により営業宿泊施設を管轄する保健所（県外に所在する施設にあっては県生活衛生課）に提出する。

(イ) 県委員会は、提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(ウ) 県委員会は、各保健所に提出した「営業宿泊施設利用予定報告書」の写しをまとめて、県生活衛生課に提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づく衛生措置基準および構造設備基準とする。

ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

(ア) 保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、「茨城県環境衛生関係監視指導取扱要領」に基づく「環境衛生改善指導票」（別紙1）を営業者に交付する。また、貯湯槽又は入浴施設に循環ろ過器を設置する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視・指導を行う。

(イ) 県生活衛生課は、県委員会より送付された県外の営業宿泊施設を所管する自治体に衛生指導を依頼する。

エ 宿舎衛生講習会

保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の営業者等を対象とする宿舎衛生講習会を両大会開催までに実施する。なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

平成30年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。なお、県・会場地委員会は、自らが主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(2) 転用施設の宿舎衛生対策

ア 転用施設の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり大会参加者が利用する転用施設を把握する。

(ア) 県委員会は、平成30年9月末日までに、「第74回国民体育大会宿泊施設充足対策要項」に基づき、旅館業法第3条の許可を要しない転用施設を選手・監督

に利用させる場合には、「転用施設使用届出書」（第2号様式）により管轄の保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する）。

(イ) 県委員会は各保健所に提出した「転用施設使用届出書」の写しをまとめて県生活衛生課に提出する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、「転用施設における留意事項」（別紙2）を適用する。

ウ 転用施設の指導

保健所は、4（2）アの「転用施設使用届出書」により大会参加者が利用する転用施設を把握し、原則として両大会開催までに、4（2）イに基づき指導を行う。

エ 宿舍衛生講習会

会場地委員会は、4（1）エの宿舎衛生講習会に準じた転用施設の宿舎衛生講習会を実施する。保健所は会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

5 実施報告

(1) 保健所は、宿舎衛生講習会の実施結果を「宿舎衛生講習会実施報告書」（様式第3号）により、また、監視・指導の実施結果を「宿舎衛生監視・指導実施報告書」（様式第4号）により、平成30年度は3月末日までに、開催年度については実施後速やかに県生活衛生課に提出するものとする。

(2) 県生活衛生課は、上記実施報告を速やかに県委員会に提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議のうえ別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策実施要領

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会食品衛生対策要項」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）並びに茨城県が実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における食品衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

(1) 県・会場地委員会は、両大会における食品衛生の確保に向けて、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する次に掲げる施設（以下「食品提供施設」という。）の早期決定に努めるとともに、県生活衛生課及び保健所に対し、当該食品提供施設の情報を提供し、食品衛生対策の実施を依頼する。

ア 宿泊施設の調理施設

「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会宿舎衛生対策実施要領」（以下「宿舎衛生対策実施要領」という。）に定める営業宿泊施設および転用施設のうち、大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

大会参加者が開・閉会式会場、競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理等調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する食事（仕出し、弁当等）を調理する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工、もしくは製造または販売を行う施設

オ 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工、もしくは製造または販売を行う施設

カ 無料食品提供施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

(2) 県生活衛生課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、茨城県食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。）等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に食品衛生対策を推進する。

(3) 保健所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する食品提供施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会と連携し、衛生講習会を開催するなど食品衛生の確保を図る。

4 実施内容

(1) 食品提供施設の把握

生活衛生課及び保健所は、以下のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

ア 宿泊施設

県委員会は、平成30年9月末日までに、宿舎衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設予定報告書」及び「転用施設等使用届出書」を管轄の保健所（県外に所在する施設にあっては県生活衛生課）に提出する。

イ 弁当調製施設

県・会場地委員会は、平成30年9月末日までに「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会弁当調達要項」で定める「弁当調製施設名簿」を管轄の保健所（県外に所在する施設にあっては県生活衛生課）に提出する。

ウ 仕出し料理等調製施設

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね6ヶ月前までに「仕出し料理調製施設一覧表」（様式第1号）を管轄の保健所（県外に所在する施設にあっては県生活衛生課）に提出する。

エ 既設の食品営業施設

保健所は、食品営業許可台帳により対象施設を把握する。

オ 臨時の食品営業施設

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね3ヶ月前までに「臨時食品営業施設設置計画書」（様式第2号）を管轄の保健所に提出する。なお、各営業者に対し、大会開催の概ね3か月前までに、管轄の保健所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業

許可を取得するよう指導する。

カ 無料食品提供施設

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね3ヶ月前までに「無料食品提供施設設置計画書」(様式第3号)を管轄の保健所に提出する。

キ 弁当引換所

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね3ヶ月前までに「弁当引換所設置計画書」(様式第4号)を管轄の保健所に提出する。

ク 県・会場地委員会は、提出した報告書等に追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

ケ 会場地委員会は保健所に提出した報告書等の写しを県委員会に提出し、県委員会は県委員会分と会場地委員会分をあわせて県生活衛生課へ提出する。

(2) 監視指導

ア 保健所は、県・会場地委員会の依頼のもと、各地区食品衛生協会と連携し、次表を目標に監視指導を実施する。

イ 県生活衛生課は当該施設を管轄する自治体の保健所に食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	平成30～開催年度		
ア 宿泊施設の調理施設	2回以上	必要に応じて	別紙1「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」及び別紙2「食品関係施設に対する指導及び検査」のとおり
イ 弁当調製施設	2回以上	必要に応じて	
ウ 仕出し料理調製施設	2回以上	必要に応じて	
エ 既設の食品営業施設	1回以上	必要に応じて	
オ 臨時の食品営業施設	-	1回以上	
カ 無料食品提供施設	-	1回以上	
キ 弁当引換所	-	1回以上	

(3) 食品衛生講習会

保健所は、各地区食品衛生協会との連携のもと、両大会開催までに食品関係営業施設等を対象とした食品衛生講習会を実施する。なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舎衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

(ア) 食中毒の原因と発生時の対応

(イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底

(ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

4 (1) に示す食品提供施設の営業者、管理者又は代表者及び関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

平成 30 年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が 1 回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。なお、県・会場地委員会は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(4) 広報活動

県生活衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

5 緊急連絡体制の整備

県生活衛生課、保健所及び県・会場地委員会が緊密に連携し、両大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

6 食中毒等健康被害発生時の対応

- (1) 県・会場地委員会が食中毒（疑いを含む）の情報を入手した場合は、直ちに管轄の保健所又は県生活衛生課に連絡する。
- (2) 両大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課及び保健所は「食中毒調査マニュアル」に基づき速やかに対応するほか、県委員会及び関係する会場地委員会に情報提供を行う。

7 実施報告

- (1) 保健所は、この要領に基づく食品衛生講習会及び食品衛生指導等の実施結果について、「食品衛生講習会の実施結果報告書」（様式第 5 号）、「食品関係施設の監視・指導結果報告書」（様式第 6 号）、「食品等の検査結果報告書」（様式第 7 号）により、平成 30 年度は 3 月末日までに、開催年度については実施後速やかに県生活衛生課に提出するものとする。
- (2) 県生活衛生課は、上記実施報告を速やかに県委員会に提出するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議のうえ別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 感染症予防対策実施要領

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会 防疫対策要項」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連携を図り、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）並びに茨城県が実施する予防・防疫対策に関して必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における感染症予防対策に万全を期すことを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 県・会場地委員会は、両大会における感染症予防に向けて、県保健予防課及び保健所と連携し、広報・啓発活動に努めるとともに、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）に食品を提供する施設の早期決定に努め、県保健予防課及び保健所に対し、当該施設の情報を提供し、感染症対策の実施を依頼する。
- (2) 県保健予防課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、茨城県食品衛生協会等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な広報啓発活動や施設指導を指示するなど、効果的に感染症予防対策を推進する。
- (3) 保健所は、県保健予防課の指示に基づき、大会参加者に食品を提供する施設の管理者に対し、県・会場地委員会と連携し、広報啓発活動を展開するとともに、必要に応じ対象業務従事者の検便検査を含む健康管理に万全を期すよう指導するなど、感染症予防の確保を図る。

4 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
- (イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策等

イ 活動の内容

- (ア) 県委員会は、県保健予防課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレットの作成及び市町村・関係団体等への配布・掲示
- b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等県広報媒体を活用したPR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 保健所は、市町村委員会等及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町村広報媒体を活用したPR
- c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 健康管理指導

保健所は、大会参加者に食品を提供する施設の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。なお、検便検査の方法など健康管理の留意事項については、「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策実施要領」の別紙1「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」に準ずるものとする。

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所は、大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、まん延の防止に努めるとともに、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

(4) 感染症予防に関する衛生備品の配備

ア 県・会場地委員会は、両大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の配備を行う。なお、配備の分担は以下のとおりとする。

区分	会場
県委員会	両大会の開・閉会式会場 いきいき茨城ゆめ大会の競技・練習会場
会場地委員会	いきいき茨城ゆめ国体の競技・練習会場

イ 食品関係施設、宿泊施設等については、「食品衛生対策実施要領」及び「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 宿舎衛生対策実施要領」に定める衛生講習会において、保健所が衛生備品の配備について指導する。

5 緊急連絡体制の整備

両大会期間中において感染症患者が発生した場合は、県保健予防課、保健所及び県・会場地委員会が緊密に連携し感染症のまん延を防止するため、別記の手順により、連絡・情報共有に努める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県保健予防課が協議のうえ、別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 飲料水衛生対策実施要領

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会 環境衛生対策要項」等に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、茨城県及び関係市町村が実施する飲料水衛生対策について必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における飲料水の衛生確保を図り、飲料水による事故を防止することを目的とする。

2 実施期間

この要領による事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、両大会における飲料水の衛生確保に向けて、県生活衛生課、保健所及び市町村水道事業担当課に対し、当該宿泊施設の両大会における選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する水道施設の情報を提供し、飲料水衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課、保健所及び市町村水道事業担当課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、効果的に飲料水衛生対策を推進する。

4 実施内容

保健所及び市町村担当課は、県・会場地委員会と連携し、大会参加者が利用する宿泊施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場の飲料水の衛生を確保し、飲料水による事故を未然に防止するため、次により監視・指導を実施する。

(1) 対象施設

大会参加者が利用する施設等に給水する次の水道施設等とする。

水道施設等	実施主体
(ア) 上水道、簡易水道	保健所
(イ) 専用水道	保健所（五霞町除く町村分）、市・五霞町担当課
(ウ) 簡易専用水道	市町村担当課
(エ) 小簡易専用水道	市町村担当課
(オ) 飲用井戸等	保健所（町村分）、市担当課
(カ) 臨時給水設備（両大会会場内に臨時的に設置する給水車及び給水タンク等の飲料水供給設備等）	市町村担当課

（2）対象施設等の把握方法

県生活衛生課、保健所及び市町村担当課は、以下により県・会場地委員会から提出される「飲料水衛生対策対象施設一覧表」（様式第1号）（以下、「一覧表」という。）等により、対象水道施設等を把握する。

ア 営業宿泊施設及び転用施設

保健所は県・会場地委員会から提出された、「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 宿舎衛生対策実施要領」で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」及び「転用施設等使用届出書」により対象施設を把握する。

イ 開・閉会式会場及び競技・練習会場

県・会場地委員会は、一覧表を平成30年9月末日までに管轄の保健所または市町村担当課に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

ウ 臨時給水設備

県・会場地委員会は、一覧表を両大会開催のおおむね6ヶ月前までに、管轄の市町村担当課に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

エ 共通

会場地委員会は管轄の保健所または市町村担当課に提出した一覧表の写しを県委員会に提出し、県委員会は県委員会分と会場地委員会分を合わせて県生活衛生課へ提出する。

県生活衛生課は、県委員会から提出された一覧表等により県外施設を把握し、当該施設を管轄する自治体に監視・指導を依頼する。

（3）監視・指導の実施

保健所及び市町村担当課は、県・会場地委員会と連携し、次表を目標に監視・指導を実施する。なお、各年度において、対象施設を把握する前に以下に掲げる内容を含んだ指導を実施している場合は、把握後に改めて指導することを要しない。

対象施設	目標立入回数	
	両大会前	両大会期間中 平成 30～開催年度
ア 上水道、簡易水道	1～2回	必要に応じて
イ 専用水道		
ウ 簡易専用水道		
エ 小簡易専用水道		
オ 飲用井戸等		
カ 臨時給水設備		

ア 上水道、簡易水道

保健所は、県知事認可の水道事業者に対して、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に、給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

イ 専用水道

保健所及び市・五霞町担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に、給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

ウ 簡易専用水道

市町村担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法に基づき、日常点検等の徹底を指導する。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

エ 小簡易専用水道

市町村担当課は、設置者又は管理者に対し、茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（市においては各市の条例等）に基づき、日常点検が実施された井戸の使用等について指導する。

なお、水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、県・会場地委員会と連携し、当該施設の管理者又は設置者に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

オ 飲用井戸等

保健所及び市担当課は、設置者又は管理者に対し、茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（市においては各市の条例等）に基づき、日常点検が実施された井戸の使用等について指導する。

なお、水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、県・会場地委員会と連携し、当該施設の管理者又は設置者に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

カ 臨時給水設備

市町村担当課は、必要に応じて設置者である県・会場地委員会に対し、衛生確保の徹底を指導する。

なお、設置に関して、県・会場地委員会は、必要に応じて市町村担当課と事前に協議を行う。

5 実施報告

(1) 保健所は、この要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、平成30年度は年度末までに、開催年度は両大会が開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書」（様式第2号）により県生活衛生課へ報告する。

また、両大会開催前までに飲料水の衛生確保が困難であると判断された施設等について、概要を県生活衛生課に提出する。

(2) 保健所より報告を受けた県生活衛生課は、監視・指導の実施結果を平成30年度は年度終了後速やかに、開催年度は両大会が開会する1週間前までに県委員会に提出する。

(3) 市町村担当課は、この要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、平成30年度は年度末までに、開催年度は両大会が開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書」（様式第3号）を会場地委員会に提出する。報告を受けた会場地委員会は県委員会に写しを提出し、県委員会は県生活衛生課及び保健所に情報提供する。

6 事故発生時の給水体制

県・会場地委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断滅水時の事故に対応するための給水体制を確立する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議のうえ別に定めるものとする。

第74回国民体育大会 馬事衛生対策実施要領

宿泊・衛生専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要領は、第74回国民体育大会馬事衛生対策要項（以下「要項」という。）に基づき、馬術競技出場馬の防疫、健康管理等馬事衛生対策の実施に関し必要な事項を定める。

2 防疫対策

(1) 防疫対策に係る基準の周知

参加都道府県に対して、要項3(2)に定める基準（以下「防疫基準」という。）を周知するものとする。

(2) 事前確認

ア 参加都道府県に対して、「予防接種確認票」（要項様式12号）の提出にあわせて、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下「健康手帳」という。）及び「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下「登録証」という。）の写しを送付させるものとし、出場馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

イ 確認の結果、防疫基準を満たしていない場合は、基準を満たすよう参加都道府県に対して指導を行うものとする。

(3) 健康手帳等の確認及び馬体照合

ア 出場馬が会場に到着したときに受付所において「健康手帳」及び「登録証」の正本の提出を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

イ 出場馬の特徴を「登録証」の記載の特徴と照合し、合致していることを確認する。

ウ 確認の結果、合致しない場合は、馬事衛生本部において対応を協議する。

(4) 消毒

ア 消毒は、厩舎、馬洗い場、汚物堆積場について出場馬の到着前5日以内に動力噴霧器を使用して行う。

また、出場馬の退厩後直ちに、当該退厩馬の馬房の消毒を行う。

イ 馬運車の消毒のため、馬降所の入場口付近に馬運車用の消毒マット及び車両消毒所を設置し、馬運車が到着したとき及び退厩の際に馬運車が再入場するときに、消毒マット上を通過させ、車両消毒所において動力噴霧器を使用して車体及びタイヤの消毒を行う。

また、参加都道府県に対して馬運車で馬糞清掃に使用した器具等の消毒を指導する。

なお、汚物収集車両、飼料運搬車両等厩舎地区に出入りする関係車両も馬運車と同様の方法で消毒を行うものとする。

ウ 出場馬の消毒のため、厩舎地区の出入口に出場馬用の消毒マットを設置し、馬降所や競技会場と厩舎の間を移動する際に消毒マット上を歩行させることにより蹄底の消毒を行う。

エ 厩舎地区に立ちに入る者の消毒のため、厩舎地区の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マットを、厩舎の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を、手洗い場に手指消毒薬を設置し、

靴底及び手指の消毒を行わせる。

(5) 病害虫の駆除

厩舎、汚物堆積場等において、病害虫が発生する恐れのある場合は、殺虫剤を散布する。

3 健康管理

(1) 健康検査

入厩時、馬体照合が終了した出場馬に対し、馬降所において健康検査を行う。

また、退厩日当日に厩舎において健康検査を行う。

(2) 健康観察

毎日、厩舎内を巡回し、ホースマネージャーが行った出場馬の健康観察及び体温測定の結果と当該馬の臨床状況を確認する。

また、必要に応じてホースマネージャーに対して健康管理の指導を行う。

(3) 異常が認められる場合の対応

健康検査及び健康観察で異常が認められる場合は、馬事衛生本部に報告のうえ、救護獣医師による診療、隔離厩舎への移動、伝染性疾患に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

(4) 馬診療

ア 馬診療所には、診療時間中、原則として救護獣医師2名を馬診療所に常駐させる。

また、診療時間外は、連絡体制を整備のうえ、会場近隣に宿泊所を確保し、救護獣医師1名を待機させる。

イ 救護獣医師は、参加都道府県の依頼により、出場馬に発生した疾患に対して応急手当及び緊急処置を行う。

なお、加療馬の競技への参加の適性に疑義があると判断したときは、馬事衛生本部に報告するほか、伝染性疾患が疑われる場合は、隔離厩舎への移動、伝染性疾患に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

また、加療馬の管理責任者（事故馬所属団体監督又はホースマネージャー）が安楽死処置を依頼し、獣医師団の判定に基づき競技運営委員長が安楽死処置を認めた場合は、安楽死処置を行う。

競技実施中に事故馬が発生した場合の対応は、別に定める。

ウ 馬事衛生本部は救護獣医師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は馬診療所と馬事衛生本部、獣医師団、装蹄師等との連絡調整を行う。

エ 馬診療所に配備する医療機器、医薬品等は、茨城県獣医師会及び救護獣医師と協議のうえ定める。

(5) 装蹄

ア 装蹄所には、開所時間中、原則として装蹄師2名（次に定める出張所に待機させる装蹄師を含む。）を常駐させる。

また、競技実施中は、待機馬場へ急行できる場所に出張所を設置し、装蹄師1名を待機させる。

イ 装蹄師は、参加都道府県の依頼により、出場馬の落鉄に対する応急処置及び蹄鉄の深層、クランポン加工、パット等の装着、特殊蹄鉄等の装蹄業務を行う。

ウ 馬事衛生本部は装蹄師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は装蹄所と馬事衛生本部、獣医師団、救護獣医師等との連絡調整を行う。

エ 装蹄所に配備する装蹄用具、消耗品等は、茨城県馬術連盟及び装蹄師と協議のうえ定める。

4 入・退厩の調整

(1) 入・退厩計画の作成

参加都道府県から提出された「入・退厩（変更）申込書」（要項様式11号）に基づき、出場馬の入・退厩計画を作成する。

なお、必要に応じて、参加都道府県と入厩予定時刻等の調整を行う。

(2) 入・退厩時の連絡調整

馬輸送責任者から出場馬の輸送の出発時に入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等の連絡を受け、入・退厩計画と照合する。

退厩時は、馬輸送責任者と退厩時刻を調整し、退厩に伴って必要となる参加都道府県の手続き等の完了を確認する。

5 飼料及び敷料

(1) 飼料

飼料は、参加都道府県に対し、事前に飼料の購入の斡旋の要否を確認し、斡旋を必要とする場合、購入する飼料の種類及び数量を照会し、取りまとめのうえ、販売業者に配送を依頼する。

配送された飼料は、それぞれの入厩時に配布する。

(2) 敷料

敷料は、大会期間中に必要と見込まれる量を注文し、入厩前に各馬房に敷き込むものとする。

入厩前の敷込みに使用したもの以外の敷料は、大会期間中、参加都道府県が使用できるよう敷料庫に保管する。

第74回国民体育大会 輸送・交通要項

日本スポーツ協会第1回国体委員会（平成30年6月14日）において、以下のとおり決定された旨の連絡があったので報告する。

1 楽観

この要項は、第74回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会(以下「県委員会」という。)及び競技会場地市町村実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

なお、輸送方法の設定にあたっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用するものとする。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

イ 総合開・閉会式輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、県委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

ただし、公共交通機関の利便性が高い地域からの大会役員等の移動に関しては、効率的にこれを活用するものとする。

ウ 競技会場地輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

エ 各種会議の輸送

大会参加者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとし、県委員会及び会場地委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める

ものとする。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じるものとする。

4 駐車場対策

(1) 総合開・閉会式駐車場

総合開・閉会式会場駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、県委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

(2) 各競技会場等駐車場

各競技会場等駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式会場

県委員会は、総合開・閉会式会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

(2) 各競技会場・練習会場

会場地委員会は、各競技会場及び練習会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内等を各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所、会場地委員会が設置する案内所において行うものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

参 考 资 料

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を茨城県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催に必要な事業に關係ある者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 実行委員会の会長は、茨城県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
 - 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
 - 4 監事は、実行委員会の財務を監督する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は、団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
 - 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
 - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
 - 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
 - 6 役員、委員、顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・企業協賛推進委員会
- (4) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は、会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催に必要な方針に関すること

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること
 - (6) その他重要な事項に関すること
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は、委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
(募金・企業協賛推進委員会)
- 第12条の2 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。
- 2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。
 - 3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - 6 第8条及び第9条第6項の規定は、委員の任期等及び報酬について準用する。

7 第11第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会からの付託又は、委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の收支予算は、総会の議決により定め、收支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 條則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

2 実行委員会の平成 24 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 5 月 28 日に始まり、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附則

1 この会則は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

附則

1 この会則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

2 この会則施行の際、現に規定されている準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、実行委員の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている準備委員会の諸規程及び細則中「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替え、平成 28 年度暫定収支予算については、実行委員会で承認されたものとみなす。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会

実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会専門委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附則

この規程は、平成25年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附則

この規定は、平成28年7月26日の実行委員会の設置後から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地市町村の選定に関すること。 3 県並びに会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
施設整備 専門委員会	1 競技施設等の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設整備の基本的事項に関すること。 3 その他施設に係る重要な事項に関すること。	1 競技施設等の整備に関すること。 2 情報通信施設の整備に関すること。 3 その他施設に関すること。
競技運営 専門委員会	1 実施予定競技の選択に関すること。 2 競技運営等の基本的事項に関すること。 3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 。	1 競技役員等の養成及び編成に関すること。 2 デモンストレーションスポーツに関すること。 3 競技用具に関すること。 4 リハーサル大会に関すること。 5 競技記録に関すること。 6 その他競技運営に関すること。
広報・ 県民運動 専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。	1 広報及び啓発の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。	1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典 専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関すること。 5 その他式典に関すること。
警備・消防 専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること。 2 その他警備及び消防防災に関すること。
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。	1 全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び全国障害者スポーツ大会選手団サポートに限る。）に関すること。 3 その他全国障害者スポーツ大会運営（他の専門委員会の委任事項を除く。）に関すること。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会役員名簿

【会長】1名		【副会長】8名		【常任委員】50名		計59名	【監事】2名	合計61名	平成30年7月24日現在		
1	会長(委員長)	役職	選出区分	機関・団体名および役職					氏名		
2			県関係	茨城県知事					大井川 和彦		
3			県議会関係	茨城県議会議長					山岡 恒夫		
4			県関係	茨城県副知事					小野寺 俊		
5			県教委関係	茨城県副知事					宇野 善昌		
6			市町村関係	茨城県教育委員会教育長					柴原 宏一		
7				茨城県市長会長					中川 清		
8				茨城県町村会長					染谷 森雄		
9				水戸市長					高橋 靖		
10			県体協関係	公益財団法人茨城県体育協会会长					大井川 和彦		
11				茨城県議会副議長					常井 洋治		
12				茨城県議会総務企画委員会委員長					石井 邦一		
13				茨城県議会防災環境産業委員会委員長					中村 修		
14				茨城県議会保健福祉医療委員会委員長					田口 伸一		
15				茨城県議会営業戦略農林水産委員会委員長					星田 弘司		
16				茨城県議会土木企業委員会委員長					下路 健次郎		
17				茨城県議会文教警察委員会委員長					加藤 明良		
18				茨城県知事公室長					石毛 光子		
19				茨城県総務部長					村上 仰志		
20				茨城県政策企画部長					盛谷 幸一郎		
21				茨城県県民生活環境部長					齋藤 章		
22				茨城県防災・危機管理部長					服部 隆全		
23				茨城県保健福祉部長					木庭 愛		
24				茨城県福祉担当部長					関 清一		
25				茨城県営業戦略部長					堀江 英夫		
26				茨城県産業戦略部長					小泉 元伸		
27				茨城県農林水産部長					櫛田 浩司		
28				茨城県土木部長					伊藤 敦史		
29				茨城県国体・障害者スポーツ大会局長					石田 奈緒子		
30				茨城県企業局長					澤田 勝		
31				茨城県病院事業管理者					五十嵐 徹也		
32				茨城県警察本部長					種部 滋康		
33			常任委員	県教育関係	茨城県教育委員会委員(教育長職務代理者)					内藤 學	
34				市町村関係	茨城県市議会議長会会長					田口 米蔵	
35					茨城県町村議会議長会会長					今村 和章	
36					茨城県市町村教育委員会連合会会長					中村 和幸	
37					公益財団法人茨城県体育協会副会長					堀口 卓司郎	
38					公益財団法人茨城県体育協会副会長					高山 能昌	
39					茨城県レクリエーション協会会長					岡田 広	
40					茨城県スポーツ推進委員協議会会長					石島 邦行	
41					茨城県スポーツ推進審議会委員長					巽 申直	
42					茨城県障害者スポーツ・文化協会会長					大井川 和彦	
43					茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長					小野 忠志	
44					茨城県中学校体育連盟会長					雨海 祐彦	
45					茨城県高等学校体育連盟会長					直江 克也	
46					学校関係	茨城県学校長会会長					伴 敦夫
47						茨城県高等学校長協会協会長					横田 和巳
48						茨城県私学協会会長					鈴木 康之
49						一般社団法人茨城県経営者協会会長					加子 茂
50						茨城県商工会議所連合会会長					大久保 博之
51						茨城県商工会連合会会長					外山 崇行
52						茨城県中小企業団体中央会会長					渡邊 武
53						公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長					平塚 一芳
54					通信・運輸関係	一般社団法人茨城県バス協会会長					松上 英一郎
55					宿泊・観光関係	一般社団法人茨城県観光物産協会会長					大井川 和彦
56					医療・福祉関係	一般社団法人茨城県医師会会長					諸岡 信裕
57						社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長					関 正夫
58						チャレンジいばらき県民運動理事長					幡谷 浩史
59						茨城県女性団体連盟会長					服部 恵子
60						茨城県地域女性団体連絡会会長					櫻井 よう子
61		監事	県関係			茨城県会計管理者					角田 英樹
			市町村関係			茨城県市長会・町村会 常務理事兼事務局長					今関 裕夫

